



2022年2月18日

各 位

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 上場会社名   | バリューコマース株式会社         |
| 代表者     | 代表取締役社長 最高経営責任者 香川 仁 |
| (コード番号) | 2491)                |
| 問合せ先責任者 | 取締役 最高財務責任者 遠藤 雅知    |
| (TEL)   | 03-5210-6688)        |

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、勤務条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度Ⅰ」という。)及び業績条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月23日開催予定の第26期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度Ⅰは、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)(社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたします。また、本制度Ⅱは、上記の目的に加えて、業績目標と報酬との連動性を明確にすると共に、業績に対するコミットメントをもたせることを目的として導入いたします。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつきご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2016年3月24日開催の第20期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含みません。)とご承認いただいておりますが、本制度に係る報酬総額は、当該報酬枠とは別枠にて設定する予定であります。

#### 2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

##### (1) 本制度Ⅰについて

本制度Ⅰにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間16,300株以内とし、その報酬総額は、

現行の報酬枠とは別枠で年額20百万円以内といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)

本制度Ⅰの導入目的の一つである企業価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間(以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。)は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な配分については、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定いたします。

なお、本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約Ⅰ」という。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅰ」という。)の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。
- ③ 法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得すること。
- ④ 対象取締役の在任中の不正行為に関して、重大な会計不正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式Ⅰの全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅰ中に無償取得を行い又は譲渡制限解除後の返還(若しくは当該本割当株式Ⅰに相当する金銭の返還)を行わせること。

## (2)本制度Ⅱについて

本制度Ⅱにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、当社の取締役会において決定する連続した3事業年度(初回は2022年12月期事業年度から2024年12月期事業年度までの3事業年度とする予定であります。以下、「3事業年度」の記載について同じ。)に関し64,900株以内とし、その報酬総額は、現行の報酬枠とは別枠で当社の取締役会において決定する連続した3事業年度に関し80百万円以内といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)

本制度Ⅱの導入目的の一つである企業価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間(以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。)は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。また、業績目標と報酬との連動性を明確にすると共に、業績に対するコミットメントをもたせる観点から、以下②に定める業績目標を達成することを譲渡制限解除の条件としています。各対象取締役への具体的な配分については、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定いたします。

なお、本制度Ⅱによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約Ⅱ」という。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅱ」という。)の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

- ② 対象取締役が、(i) 当社の取締役会が別途定める期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、(ii) 当社の取締役会において決定する連続した3事業年度に関して、当社の取締役会が、当社グループのEBITDAについて定める業績目標を達成したことを条件として、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で対象取締役が保有する本割当株式Ⅱの全部又は一部の譲渡制限を解除すること。
- ③ 法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得すること。
- ④ 対象取締役の在任中の不正行為に関して、重大な会計不正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式Ⅱの全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅱ中に無償取得を行い又は譲渡制限解除後の返還(若しくは当該本割当株式Ⅱに相当する金銭の返還)を行わせること。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対し、本割当株式Ⅰと同様の勤務条件型譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上